

令和5年厚木市教育委員会8月定例会日程

日時 令和5年8月22日(火)

午後2時から

場所 第二庁舎4階教育委員会会議室

1 開会

2 教育長報告

3 審議事項

日程1 議案第39号 厚木市立小・中学校の水泳授業及びプールの在り方に関する基本方針について **【教育総務課】**

日程2 議案第40号 厚木市営体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について **【スポーツ推進課】**

日程3 議案第41号 令和5年度教育予算補正について **【教育総務部・社会教育部】**

4 協議事項

(1) 厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置の方策の方向性(案)について **【教育総務課】**

5 報告事項

(1) 事務の臨時代理の報告について(厚木市教育委員会の学校以外の教育機関の職員の人事異動について) **【教育総務課】**

(2) 事務の臨時代理の報告について(厚木市教育委員会の学校以外の教育機関の職員の人事異動について) **【教育総務課】**

6 閉会

令和5年8月定例教育委員会教育長報告

令和5年7月25日（火）に開催されました7月定例会以後の主な行事等14件につきまして、御報告申し上げます。

- 1 7月26日（水） 厚木市立玉川公民館
令和5年度あつぎタウンミーティング
○対象地区 玉川地区
○参加者数 16人
- 2 7月28日（金） 厚木市立荻野公民館
令和5年度あつぎタウンミーティング
○対象地区 荻野地区
○参加者数 31人
- 3 8月 1日（火） 厚木市役所本庁舎 3階 特別会議室
令和5年度厚木市総合教育会議第1回会議
- 4 8月 4日（金） レンブラントホテル厚木
あつぎ鮎まつり友好都市合同表敬訪問
○出席者 秋田県横手市訪問団2人、北海道網走市訪問団2人
- 5 8月 5日（土）、6日（日） 厚木なかちょう大通りほか
第77回あつぎ鮎まつり
（開会式、オープニングパレード、大花火大会、早朝清掃、閉会式等）
- 6 8月 8日（火） 厚木市役所本庁舎 5階 議場
令和5年第2回厚木市議会第5回会議
- 7 同 日 厚木市役所本庁舎 4階 秘書課市長応接室
新旧正副議長就退任挨拶
- 8 同 日 厚木市役所第二庁舎 4階 教育委員会会議室
女子野球チーム 四葉ガールズ（県北地区選抜チーム）市長表敬訪問
○訪問者 選手4人、監督、保護者等9人、厚木市少年野球協会副会長2人、
厚木市少年野球協会理事長
- 9 8月 9日（水） あつぎ市民交流プラザ ミュージックルーム1
令和5年度厚木市教育委員会教育研究発表会・教育講演会（ハイブリッド開催）
○参加者数 約280人

- 10 8月10日(木) 厚木市役所第二庁舎 4階 教育委員会会議室
令和5年度第3回厚木市小・中学校長会議
- 11 8月17日(木) 厚木市役所第二庁舎 4階 教育委員会会議室
令和5年度第2回厚木市小・中学校教頭会議
- 12 8月18日(金) 厚木市立南毛利公民館
令和5年度あつぎタウンミーティング
○対象地区 南毛利地区
○参加者数 33人
- 13 8月20日(日) 厚木市荻野運動公園 体育館 メインアリーナ
令和5年度厚木愛甲地区中学校文化連盟芸術祭夏の芸術祭(吹奏楽部会発表会)
○参加校数 16校(厚木市:13校、愛川町:3校)
- 14 8月21日(月) 厚木市役所本庁舎 4階 秘書課第二応接室
厚木市農業委員会委員任命発令

議案第 39 号

厚木市立小・中学校の水泳授業及びプールの在り方に関する基本方針について

厚木市立小・中学校の水泳授業及びプールの在り方に関する基本方針を別紙のとおり定める。

令和5年8月22日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

提案理由

将来にわたって児童・生徒により安全で質の高い水泳授業を実施していくため、水泳授業やプールの在り方に関する指針を定める。

(案)

厚木市立小・中学校の水泳授業及びプールの在り方に
関する基本方針

令和5年 月

厚木市教育委員会

目次

1	策定の背景と目的	・ ・ ・	1
2	方針の位置付け	・ ・ ・	1
3	現状	・ ・ ・	2
4	課題	・ ・ ・	10
5	令和4年度実施の小学校におけるモデル校による検証	・ ・ ・	11
6	水泳授業及びプールの在り方に係る基本的な考え方	・ ・ ・	15
7	小学校における今後の取組	・ ・ ・	17
8	その他	・ ・ ・	23

1 策定の背景と目的

本市の小・中学校では、学習指導要領に基づき、水泳授業を実施していますが、本市には6本の一級河川と3本の準用河川が流れており、児童・生徒が水辺に関わる機会が多い生活環境にあることから、水の中での安全確保や、水難事故を避けることができる力を身に付けていく必要があると考え、実技指導を中心とした水泳授業を実施しています。

そうした中、近年では、異常気象の影響や安心・安全に水泳授業を実施するために必要な人員の確保が難しいなど、計画的・安定的な水泳授業の実施に多くの課題が発生しています。

また、小・中学校のプール施設については、多くが昭和40年代後半から50年代にかけて建設され、令和5年度時点で築後30年以上経過している学校は28校（うち40年以上経過は17校）となっており、小・中学校全36校のうち75%を超える割合を占めています。

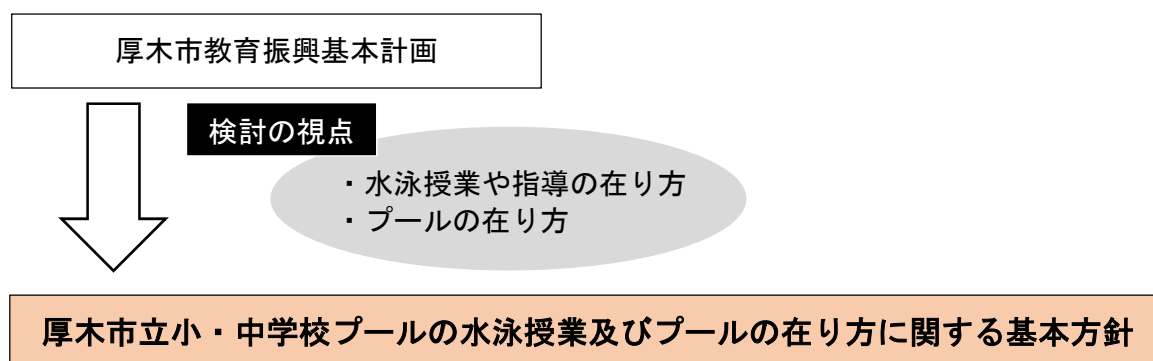
そうしたことから、この度、将来にわたって児童・生徒により安全で質の高い水泳授業を実施していくため、水泳指導などのソフト面、施設の老朽化などのハード面における現状と課題を整理した上で、今後の本市の水泳授業やプールの在り方に関する指針として「厚木市立小・中学校の水泳授業及びプールの在り方に関する基本方針（以下「方針」という。）」を策定するものです。

2 方針の位置付け

(1) 各計画との関係

市の教育振興のための施策に関する基本的な計画である「厚木市教育振興基本計画」に基づき、市の教育行政の方向性に即した方針とします。

【各計画との関係】



3 現状

(1) 水泳授業について

水泳に関する授業としては、「学習指導要領（平成29年告示）解説」において、小学校の体育では低学年が「水遊び」、中学年以上が「水泳運動」、中学校の保健体育では「水泳」が位置付けられており、本市では、実技指導を中心とした水泳授業を実施しています。

小学校

学年	内容	学年目標及び技能例示(抜粋)	
低学年 [1・2学年]	水遊び	目標	・遊びの楽しさに触れ、その行い方を知るとともに、その動きを身に付けること。 ・水の中を移動したり、もぐったり浮いたりする簡単な遊び方を工夫すること。 ・水遊びの心得を守って安全に気を付けたりすること。
		技能例示	水の中を移動する運動遊び 水につかったの水かけっこ、まねっこ遊び もぐる・浮く運動遊び 水中でのじゃんけん、にらめっこ、石拾い
中学年 [3・4学年]	水泳運動	目標	・運動の楽しさや喜びに触れ、その行い方を知るとともに、その動きを身に付けること。 ・自己の能力に適した課題を見付け、水の中での動きを身に付けるための活動を工夫すること。 ・水泳運動の心得を守って安全に気を付けたりすること。
		技能例示	浮いて進む運動 け伸び もぐる・浮く運動 プールの底にタッチ、股ぐり、変身もぐり
高学年 [5・6学年]	水泳運動	目標	・運動の楽しさや喜びを味わい、その行い方を理解するとともに、その技能を身に付けること。 ・自己の能力に適した課題の解決の仕方や記録への挑戦の仕方を工夫すること。 ・水泳運動の心得を守って安全に気を配ったりすること。
		技能例示	姿勢を維持しながらの運動 ・クロール 25～50m程度を目安にしたクロール ・安全確保につながる運動 10～20 秒程度を目安にした背浮き
			浮き沈みをしながらの運動 ・平泳ぎ 25～50m程度を目安にした平泳ぎ ・安全確保につながる運動 3～5回程度を目安にした浮き沈み

中学校

学年	内容	学年目標及び技能例示(抜粋)	
1・2学年	水泳	目標	・記録の向上や競争の楽しさや喜びを味わい、水泳の特性や成り立ち、技術の名称や行い方、その運動に関連して高まる体力などを理解するとともに、泳法を身に付けること。 ・泳法などの自己の課題を発見し、合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫すること。 ・水泳の事故防止に関する心得を遵守するなど健康・安全に気を配ること。
		技能例示	姿勢を維持しながらの運動 ・クロール バランスをとり速く泳ぐ。 ・背泳ぎ バランスをとり泳ぐ。
			浮き沈みをしながらの運動 ・バタフライ バランスをとり泳ぐ。 ・平泳ぎ バランスをとり長く泳ぐ。
3学年	水泳	目標	・記録の向上や競争の楽しさや喜びを味わい、技術の名称や行い方、体力の高め方、運動観察の方法などを理解するとともに、効率的に泳ぐこと。 ・泳法などの自己や仲間の課題を発見し、合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに、自己の考えたことを他者に伝えること。 ・水泳の事故防止に関する心得を遵守するなど健康・安全を確保すること。
		技能例示	(1・2学年と同じ)

【学習指導要領(平成29年告示)解説(抜粋)】

(2) 小・中学校水泳授業における課題把握のためのアンケート結果について

令和3年度に小・中学校全36校の校長、教頭及び体育主任又は水泳指導等の従事経験がある教員の3人、計108人の教職員を対象に実施したアンケートの結果は、次のとおりとなりました。

ア 水泳授業の実施単位

小学校では、学年全体で実施しているが、1学年2学級までの学校については、低学年・中学年・高学年ごとに複数学年で実施している場合があります。中学校では、1学級又は2学級のいずれかで実施しています。

イ 水泳授業の計画コマ数と実施コマ数

小・中学校における水泳授業の計画及び実施コマ数の割合は次のとおりです。

【小・中学校における水泳授業の実施割合等】

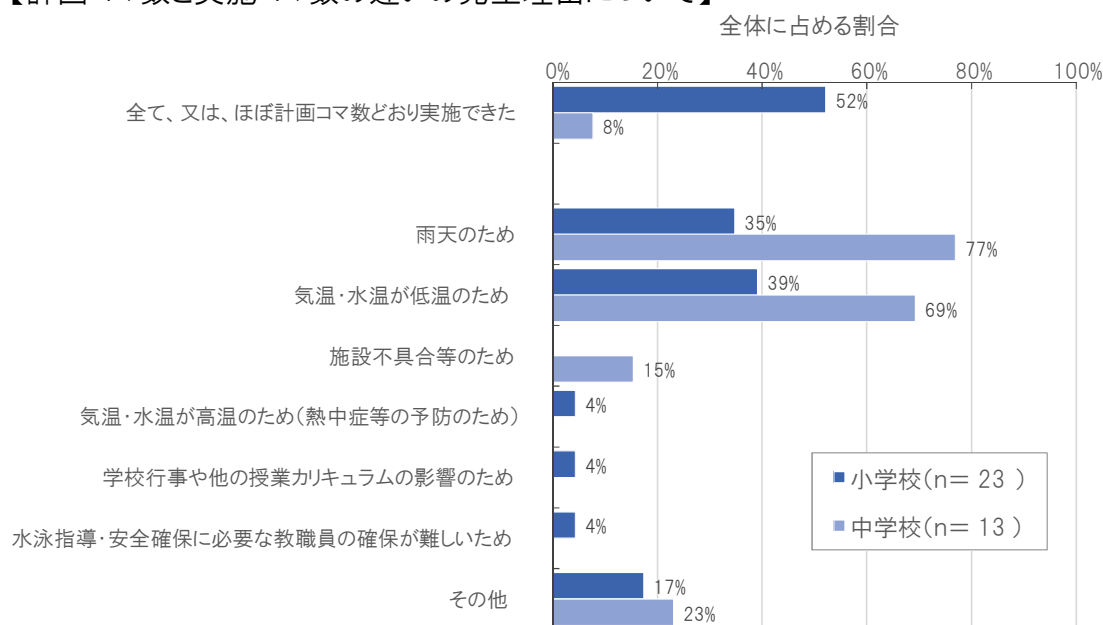
学年	計画コマ数	実施コマ数	実施割合
小学校	9.5	8.4	88.4%
中学校	8.1	4.8	59.3%

※1コマは小学校45分、中学校50分

※計画コマ数、実施コマ数は全学校の平均値

小学校では、9～10コマの計画に対して実施割合が約88%に対し、中学校では約8コマの計画に対し5コマに満たない実施となり、実施割合が約59%となっています。屋外プールであるため、天候等に左右されやすいことが主な要因となっています。

【計画コマ数と実施コマ数の違いの発生理由について】

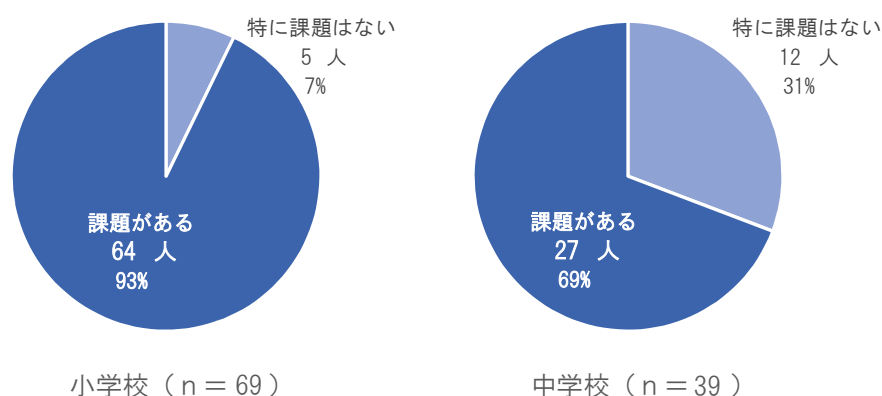


ウ 水泳授業の指導上の課題

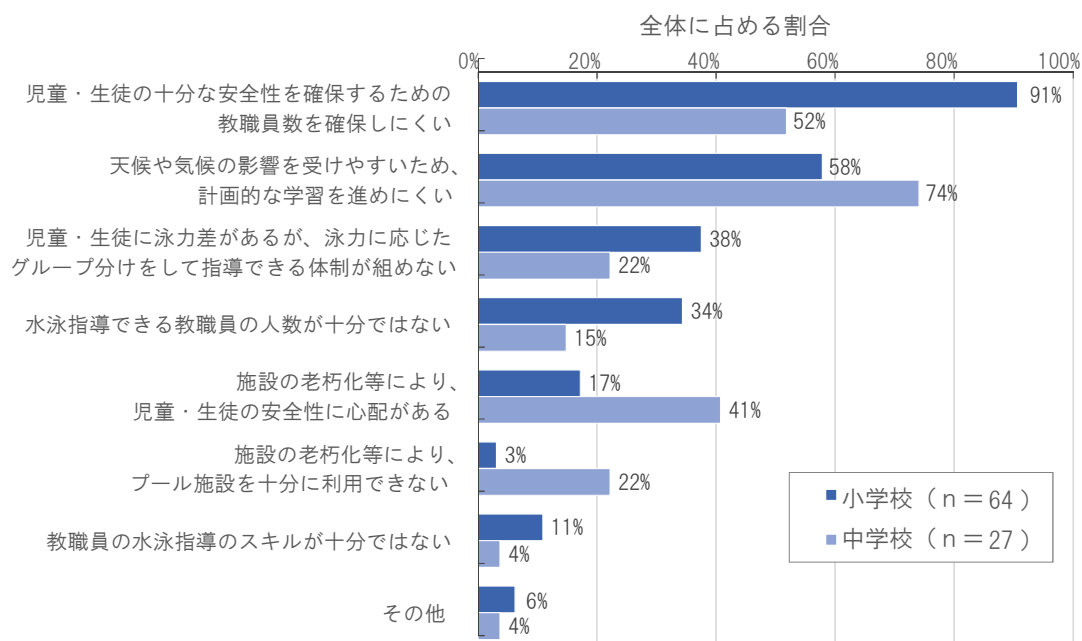
小学校で93%、中学校で69%の教職員が「課題がある」と回答しています。具体的な課題としては、小・中学校とも「安全性確保のための教職員数が確保しにくい」、「天候や気候の影響を受けやすく計画的な学習を進めにくい」がいずれも多く、特に前者は小学校で約91%の教職員が回答しています。

小学校では、「泳力に応じたグループ分けをした指導体制が組めない」、「水泳指導できる教職員の人数が不十分」などが中学校と比べても多く、これらは学級担任制の小学校と、教科担任制の中学校の違いに起因するものと推察されます。

【水泳指導における課題の有無について】



【水泳指導における課題の内容について】



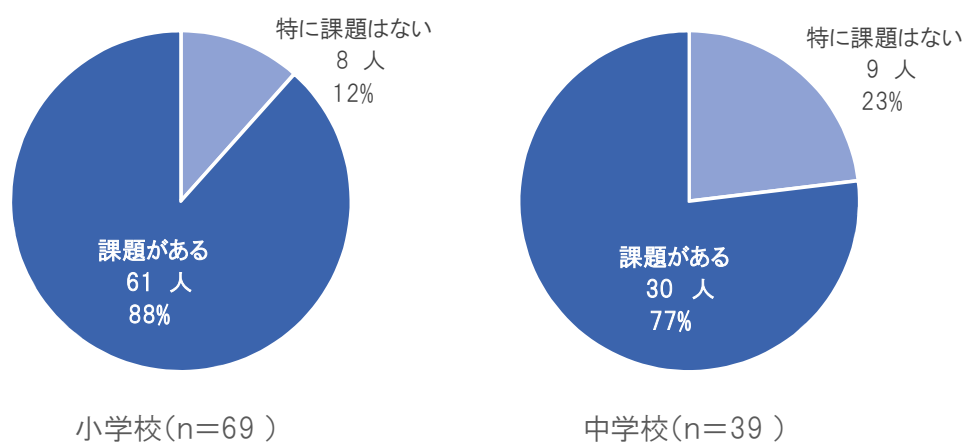
エ 学校プールの維持管理等の課題

小学校では9割弱、中学校では8割弱が「プールの維持管理等に課題がある」と回答しています。

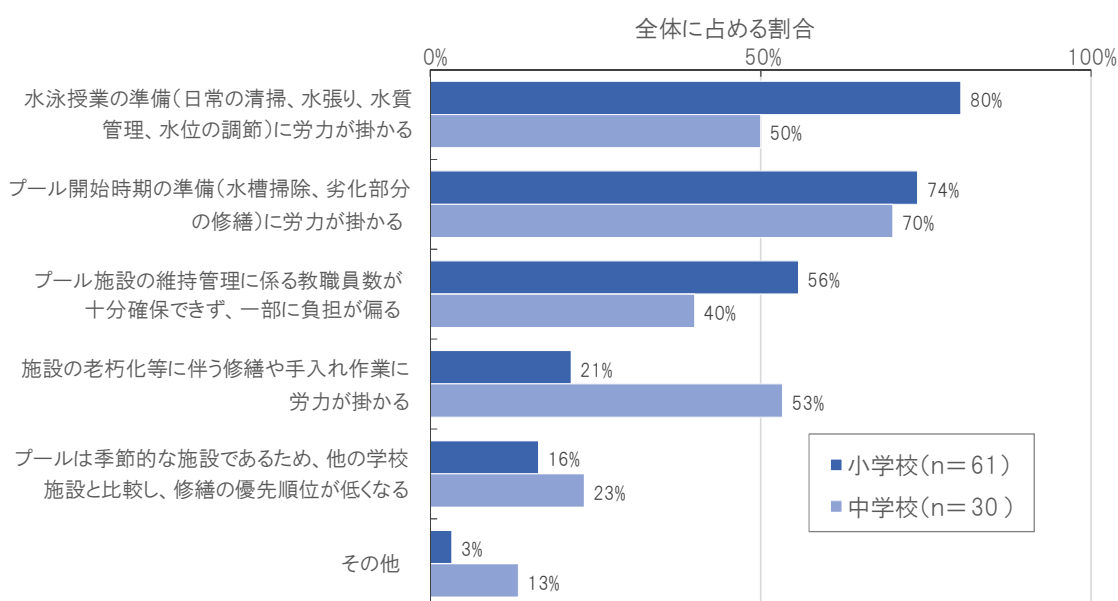
課題の内容としては、小学校では「水泳授業の準備に労力が掛かる」、中学校では「プール開始時期の準備に労力が掛かる」が最も高い割合になっています。

なお、「プール開始時期の準備」については、小学校でも2番目に高い割合になっています。

【プールの維持管理に係る課題の有無について】



【プールの維持管理に係る課題の内容について(複数回答可)】

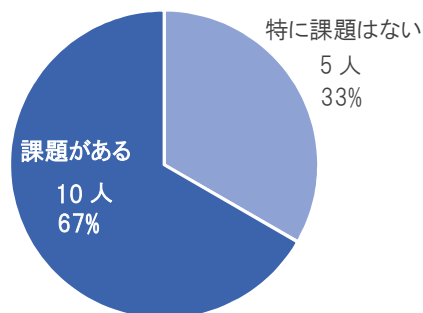


オ 部活動における課題

7 割弱が「部活動に課題がある」と回答しています。

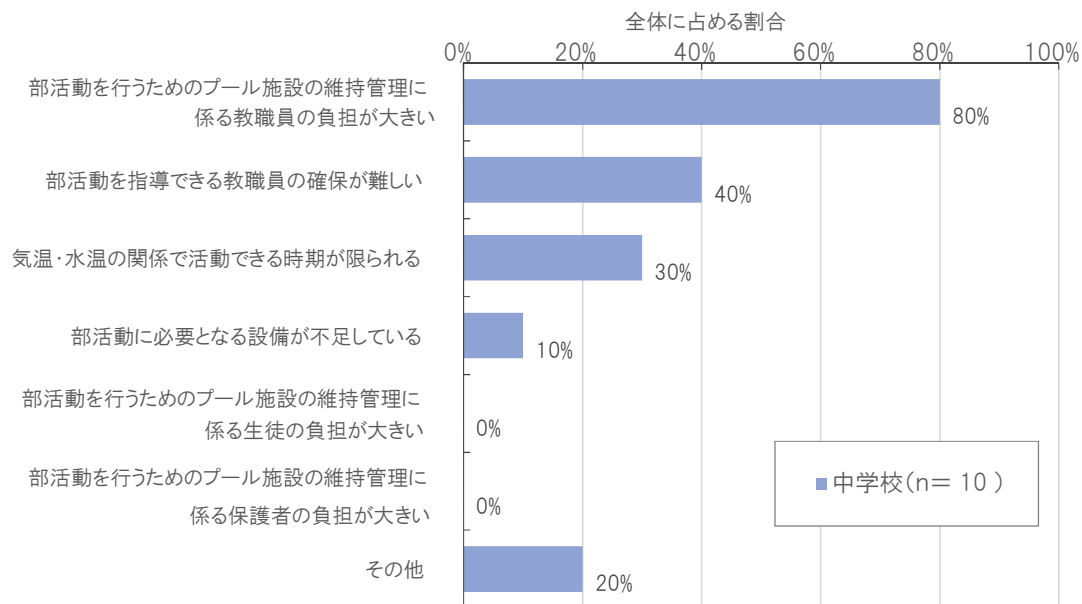
課題内容としては「プール施設の維持管理に係る教職員の負担が大きい」が最も高い割合になっています。

【部活動における課題の有無について】



中学校(n=15) 5校×3人

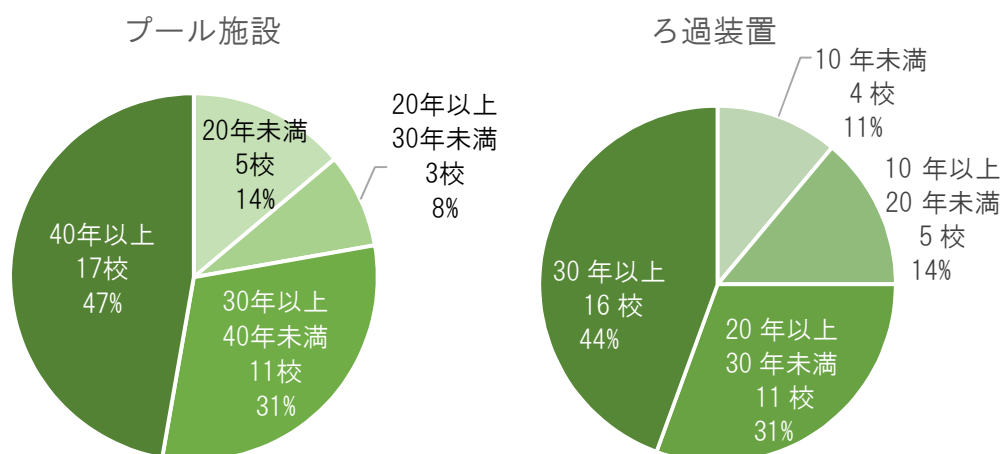
【部活動における課題の内容について】



(3) プール施設について

本市では、小・中学校全36校（小学校23校・中学校13校）にプール施設が整備されていますが、全体の75%を超える28校が築後30年以上経過しており、うち17校は築後40年を経過しています。プールの水を浄化する役割を果たすろ過装置についても、全体の75%に当たる27校が設置後20年以上経過し、うち16校は設置後30年を超えています。

【プール施設建築及びろ過装置設置の経年数グラフ(令和5年度時点)】



【小・中学校別プール施設建築及びろ過装置設置の経年数(令和5年度時点)】

プール施設 (単位:校)

経年数	小学校	中学校
築 50 年以上	1	1
築 40～49 年	8	7
築 30～39 年	7	4
築 20～29 年	2	1
築 10～19 年	5	0

ろ過装置 (単位:校)

経年数	小学校	中学校
設置 40～49 年	3	1
設置 30～39 年	8	4
設置 20～29 年	5	6
設置 10～19 年	5	0
設置 10 年未満	2	2

(4) 維持管理費等について

学校プールを毎年水泳授業ができる状態に維持するためには、維持管理費、施設修繕費、改修・更新工事費などの支出が必要です。

年間約2,800万円（1校当たり年間約80万円）のランニングコスト（維持管理費及び施設修繕費）を支出していますが、部活動を除くと、利用期間はおおむね6月中旬から7月下旬までの約2か月間であり、実際に利用する日数は更になくなっていきます（平均稼働率は、小学校で約27%、中学校で約25%）。

ア 維持管理費

維持管理費として、受水槽の清掃、循環浄化装置の保守点検の経費、水道料金、水質検査料、殺菌消毒剤等の薬品購入費を毎年支出しています。

令和元年度は、小・中学校全36校の合計で約1,400万円を支出しており、そのうち、約58%を水道料金が占めています。

【学校プール施設の維持管理経費(令和元年度実績)】 (単位:千円)

支出区分	小学校(23校)	中学校(13校)	計	割合
受水槽清掃	778	346	1,124	8%
循環浄化装置保守点検	1,217	634	1,851	13%
水道料金	4,688	3,245	7,933	58%
水質検査料	405	310	715	5%
殺菌消毒剤等	-	-	2,133	16%
計	7,088	4,535	13,756	100%

イ 施設修繕費

学校プールの老朽化に伴うプール槽の塗装などの施設修繕費として、年間約1,400万円を支出しています。

【施設修繕費用の実績】 (単位:千円)

校種	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均
小学校	8,109	4,220	17,209	9,849	9,846
中学校	954	4,700	2,741	7,853	4,062
計	9,063	8,920	19,950	17,702	13,908

ウ 改修・更新工事費

直近で学校プールの更新工事を実施した3校の工事費用の実績について、設計・監理委託などを全て含めると、1校当たり約1億7,000万円を支出しています。

【更新工事費の実績】 (単位:千円)

区分		依知南小学校 (平成21年度)	玉川小学校 (平成20年度)	三田小学校 (平成17年度)	3校平均
委託	設計	6,479	5,985	7,365	6,609
	監理	3,990	3,780	3,675	3,815
工事	解体	21,340	5,187	6,300	10,942
	新築	156,629	151,809	144,837	151,091
計		188,438	166,761	162,177	172,457

4 課題

(1) 不安定な水泳授業の実施について

屋外の学校プールでの水泳授業は天候に左右されます。近年は気温や水温が低い場合だけではなく、高温の場合でも熱中症の危険性を考慮し、プール利用を原則中止していることから、計画的に授業を実施していくことは難しい状況になっています。

(2) 指導者の不足について

学級担任制の小学校において、水泳指導が可能な教職員が限られているため、十分な能力別指導が難しい状況であり、水泳授業の安全管理に係る監視員の人手も不足、管理職である校長や教頭も、監視員として従事している状況です。

(3) 教職員の負担軽減について

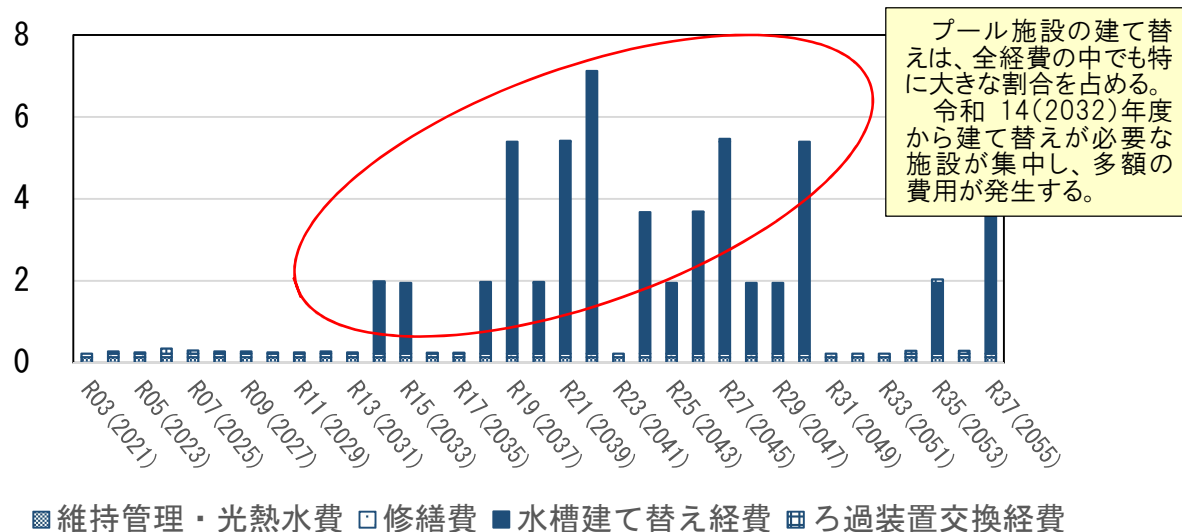
水泳授業の実施時に、教職員が監視員として事故防止等安全管理について徹底を図っていますが、こうした対策に伴う教職員への負担が課題となっています。中学校では、生徒同士でお互いの安全を確保するバディシステムを採用しているため、前述の課題は、特に小学校において、その傾向が強くなっています。また、使用開始前のプール清掃は学校活動として児童・生徒が一部協力して実施していますが、ろ過装置の点検等の専門的業務を除いて外部委託はされておらず、原則全て教職員が実施しています。

(4) 財政負担について

現在と同規模でプール施設を更新する場合、1校当たり約1.7～2億円の経費が掛かると見込まれます。また、水質検査やろ過装置の保守点検の経費、薬品購入費、水道料金などを含め毎年1校当たり平均約38万円（令和元年度実績）を支出しています。施設修繕費（1校当たり約49万円／令和3年度実績）は、今後の老朽化に伴い、更に増加が見込まれます。

【プール施設等の維持管理・修繕・更新に係る経費の見込み※】

（単位：億円）



※プール水槽の耐用年数は60年で計算

(5) プール施設の老朽化について

プールサイドのコンクリートの段差やシート破損などが見られ、現状のまま放置すれば大きなけがや事故につながる可能性があります。また、ポンプ等についても老朽化に伴う出力低下が見られ、授業準備に支障が出るケースもあります。

5 令和4年度実施の小学校におけるモデル校による検証

(1) 検証の目的について

小学校における水泳指導等の民間委託が、良好な水泳環境及び円滑で安全な水泳指導の確保に資することを確認するため検証を実施しました。

(2) 実施方法について

モデル事業については、屋内市民プールと民間プール（以下「市民プール等」という。）の活用及び水泳指導の一部委託を行い、インストラクターと教職員のチームティーチングにより、次のとおり実施しました。なお、1回あたり70分を目安に、1～2学年は2回（6コマ）、3～6学年は3回（9コマ）で授業を行いました。

実施場所	対象校	対象学年	インストラクター	監視員	移動手段
神奈中スイミング 本厚木校	厚木小学校	1～4学年	5人	1人	徒歩
	玉川小学校		3人		バス
荻野運動公園 屋内プール	厚木小学校	5～6学年	5人	2人	
	玉川小学校		3人		

(3) 成果と課題について

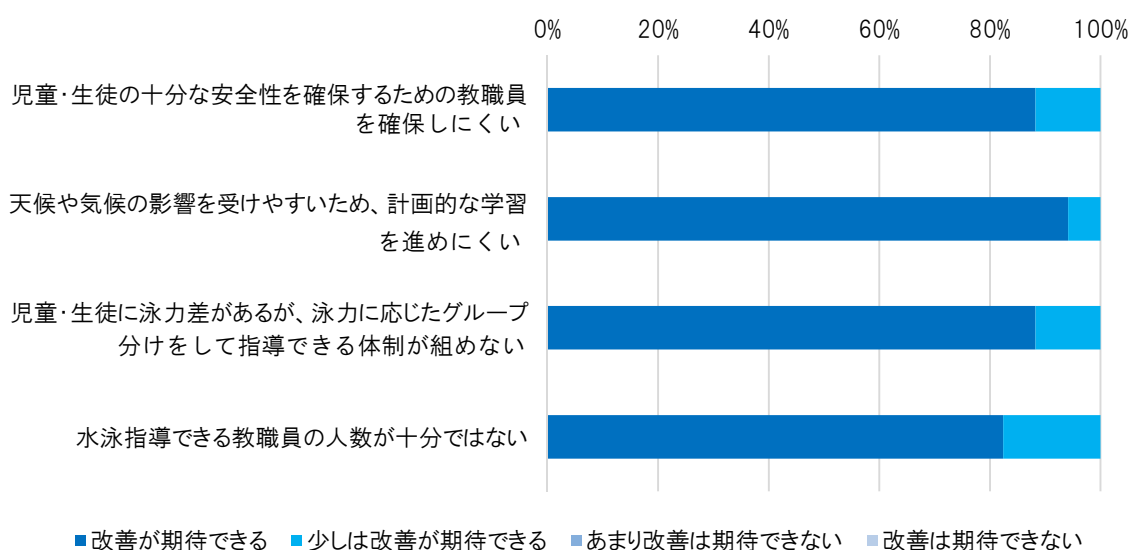
モデル事業実施後に、各校の校長、教頭、体育主任、学年主任等の教職員を対象に課題の改善効果等についてのアンケートを実施するとともに、児童に対しては水泳授業に対する関心の変化等についてのアンケートを実施しました。アンケート結果から次のような成果、課題を抽出しました。

ア 水泳指導における課題の改善効果について（教職員）

水泳指導を民間委託することで、水泳指導における課題の改善が期待できるかという設問に対し、全ての項目において「改善が期待できる」の回答割合が80%を超えました。「少しは改善が期待できる」の回答割合も含めると全ての項目において100%になります。

これは、指導及び安全管理を委託することで、泳力別指導が可能となること及び児童を見る目が増えたこと、屋内温水プールを使用することで、天候にかかわらず、計画的に授業が実施できたことによるものであると推察されます。

【水泳指導における課題の改善効果について】



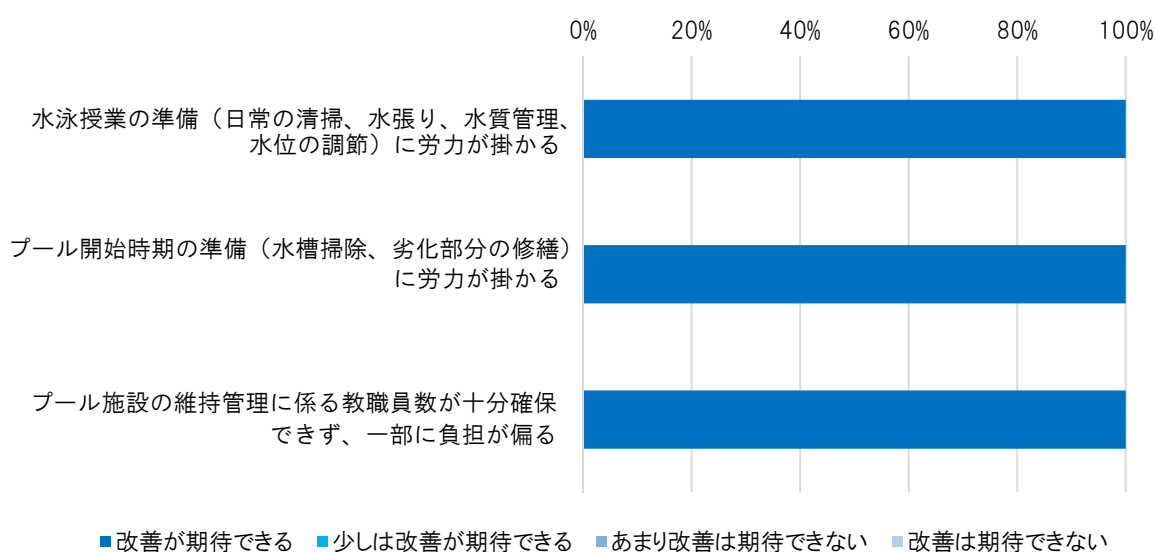
(n=17(厚木小教職員 8 人 玉川小教職員 9 人))

イ 学校プールの維持管理における課題の改善効果について（教職員）

市民プール等を活用することにより、学校プールの維持管理における課題の改善が期待できるかという設問に対しては、「改善が期待できる」の回答割合が全ての項目において100%になりました。

これは、市民プール等を使用することで、学校プールの管理や授業準備等の手間が軽減されたことによるものであると推察されます。

【学校プールの維持管理における課題の改善効果について】



(n=17(厚木小教職員 8 人 玉川小教職員 9 人))

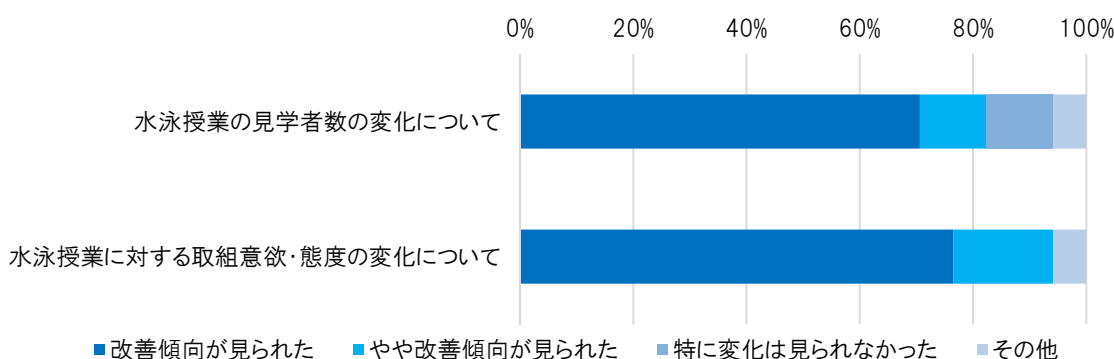
ウ 児童の水泳に対する取組意欲について（教職員・児童）

児童の水泳授業に対する取組意欲の変化についての設問では、水泳授業の見学者数について「改善傾向が見られた」の回答割合が70%程度となり、授業の取組意欲・態度についても「改善傾向が見られた」の回答割合が80%弱となりました。

また、対象校の4～6学年の児童に対して実施したアンケートにおいても、市民プール等で行った水泳授業の良かったこととして、半数以上の児童が「教え方が分かりやすい」、「予定通り授業ができた」、「温度や水温が快適」などと回答しています。また、「昨年までと比べ、水泳に対する興味や関心に変化はあったか」という設問に対し、「興味や関心が高まった」と「興味や関心が少し高まった」の回答割合が厚木小で66%、玉川小で77%という結果となりました。

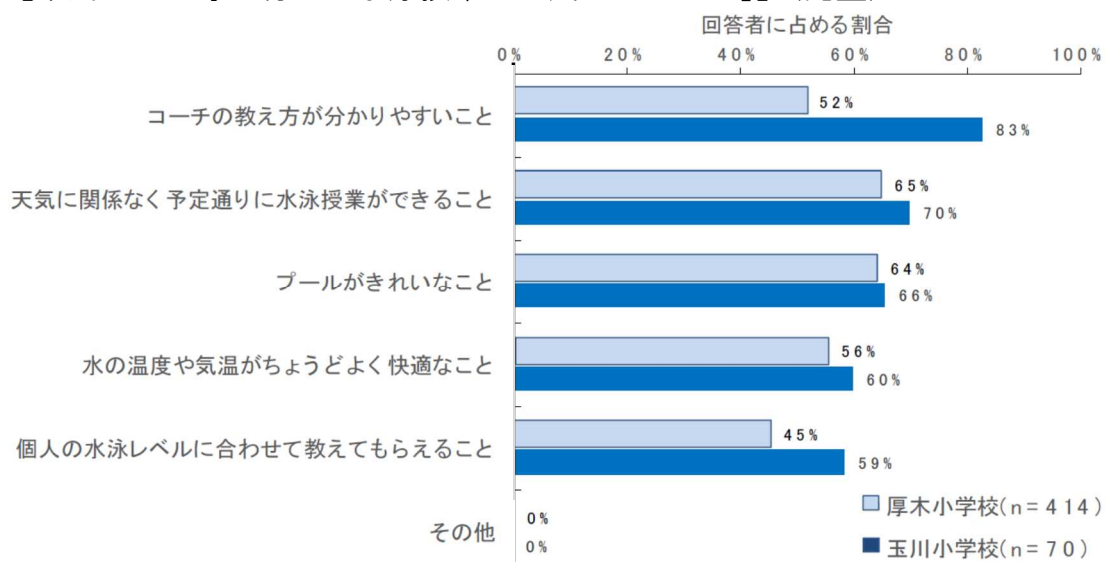
これらについては、指導を一部委託したことにより、より安全で効果的な指導ができたこと、市民プール等を使用することで、気温や水温が安定し、清潔な環境で児童が安心して授業を受けることができたことによる成果であると推察されます。

【児童の水泳に対する取組意欲について】（教職員）

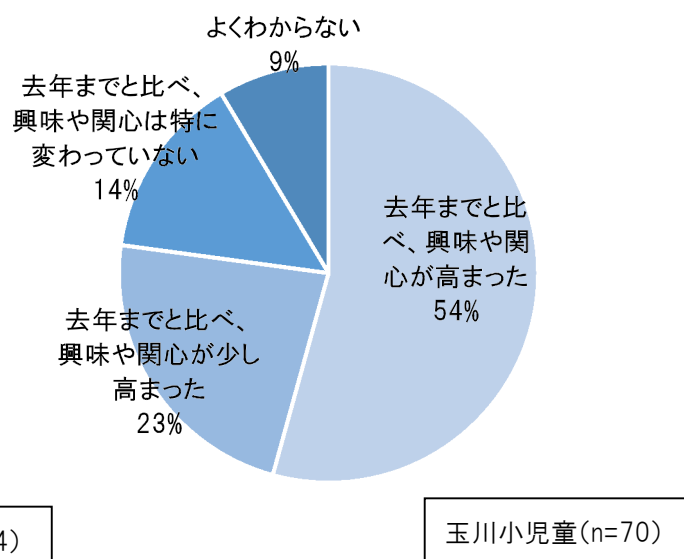
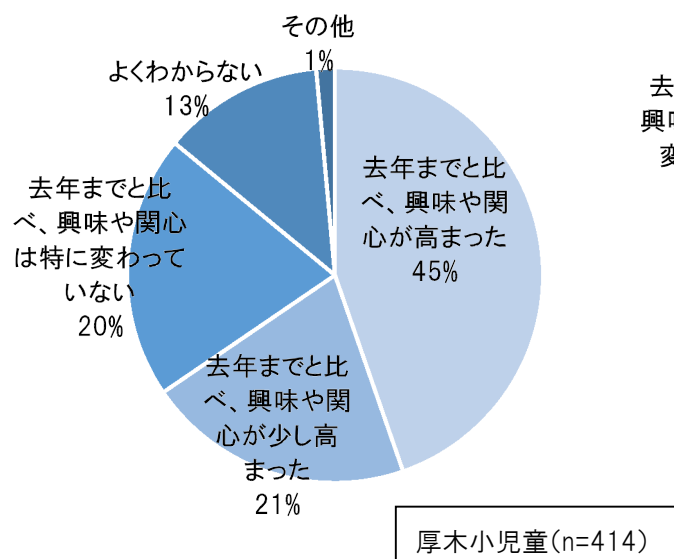


(n=17(厚木小教職員 8 人 玉川小教職員 9 人))

【市民プール等で行った水泳授業の「良かったこと」】（児童）



【市民プール等で行った水泳授業による、水泳に対する興味や関心の変化について】
(児童)



エ 課題について

移動に係る課題としては、引率教員の確保、徒歩移動における安全の確保、バス移動における乗降場所の確保といったものがあり、学校からプール施設までの移動手段や移動時間には十分配慮する必要があります。

また、授業における課題としては、委託事業者と教職員間の意思疎通がうまく図られていなかったというものがありました。円滑な授業実施には、契約から水泳授業開始までの期間において、委託事業者と学校との間で、準備作業の確認、授業当日の役割分担、水泳指導における到達目標の設定やグループ分けの基準などを十分に共有することが不可欠であり、協議・調整の体制を整える必要があります。さらに、インストラクターに委託するメリットの最大化を目指し、適切にグループ分けを行い、泳力向上が図られるよう、改善を図る必要があります。

6 水泳授業及びプールの在り方に係る基本的な考え方

学校プールの在り方については、小学校と中学校とでは、水泳指導やプール使用の状況や課題等が異なることから、校種別に方向性を整理します。

(1) 水泳授業の在り方

水泳授業については、学習指導要領に基づき、次のとおりとします。

校種	学年	水泳授業の在り方
小学校	低学年 [1～2学年]	水遊びの心得を守って安全に気を付けることができるようになることを重視し、水に慣れ親しむための授業を実施
	中・高学年 [3～6学年]	水泳運動の心得を守って安全に気を付けることができるようになることを重視しつつ、水泳運動の技能も身に付けることを目的とした授業を実施
中学校	全学年 [1～3学年]	水泳の泳法や効率的な泳ぎ方を習得することを目的とした授業を実施

(2) 水泳指導の在り方

水泳指導については、学級担任制であり特に課題が見られる小学校においては、指導の一部を委託します。中学校においては、安全監視に関する委託の要望はありますが、特段大きな課題は見られないため、現行どおり、教職員が指導をしていくこととします。

校種	方向性	メリット等	デメリット・課題等
小学校	指導・安全監視の一部を委託し、教職員と合同で実施	・児童の安全確保や専門性の高い講師による質の高い教育の提供が可能 ・安全確保のための教職員やボランティアの確保が不要(教職員負担軽減)	・指導や安全監視の委託に係る経費が必要 ・指導方法や範囲などについて受託者との調整が必要
中学校	教職員による指導・安全監視(現行どおり)	・これまでどおり体育主任の教員による専門性の高い指導が実施可能 ・これまでどおり生徒同士での安全確保※が可能 ・委託等の経費が不要	・安全監視に関する委託の要望はあるものの、現状で特段の課題なし

※中学校では、生徒同士でバディを組み、お互いの安全を確保する体制で水泳授業を実施している。

(3) プールの在り方

学校プールを取り巻く状況及び市の財政状況を総合的に鑑み、市民プール等を活用していくこととし、今後、小学校プールは、原則、大規模な修繕や改修、設備更新は行わないこととします。

なお、中学校で市民プール等を活用する場合、小学校と比較し、デメリット・課題（※）が多いものと考えられるため、中学校については、これまでどおり、1校1プールを維持していきます。

校種	方向性	メリット等
小学校	市民プール等を活用	・安定した気温・水温、水質を確保できるため、授業に集中しやすく、体調不良となる要因が減少 ・天候に影響されず、計画的な授業実施が可能 ・維持管理に掛かる教職員負担の軽減が可能 ・23校のプール施設について、公共施設最適化の観点による整理が可能（再整備費用が不要） ・1校1プール維持に比べ、財政的負担の軽減が可能
中学校	1校1プールを維持（現行どおり）	・（移動時間が不要であり）授業時間数を確保できる ・これまでどおり自校での部活動実施が可能

※ [中学校の市民プール等の活用のデメリット・課題]

- ・ 1回当たりの授業コマ数が1コマ（小学校は2コマ）のため、移動に掛かる時間が多くなる（授業時間における移動時間の割合が高くなる。）。
- ・ 授業の実施単位が1学級又は2学級ずつ（小学校は学年単位）であり、移動の回数が多くなるため、引率する教職員調整の難易度が高く、移動に掛かるバス代等の経費が高額となる。
- ・ 教科担任制のため、他教科との時間割の調整等の難易度が高い。
- ・ 学校プールを部活動で利用している学校がある。

7 小学校における今後の取組

(1) 水泳指導委託

ア 授業実施方法

学校と委託事業者が事前に調整し、授業の到達目標、役割分担を共有します。

(イ) 水泳授業の実施単位について

水泳授業の実施単位は、市民プール等の受入可能な収容人数の上限がおおむね 80～100 人程度であることを踏まえ、各小学校の児童数に応じて次のとおりとします。

- ① 1 学年が 100 人以上の場合、各学年を 2 分割して実施
- ② 1 学年が 50 人以上 100 人未満の場合、学年単位での実施
- ③ 1 学年が 50 人未満の場合、2 学年合同で実施（例 1 年+2 年）

(イ) 1 校当たりの年間の水泳授業必要回数について

年間の授業必要回数は、1～2 学年は年間 2 回、3 学年以上及び特別支援学級は年間 3 回とします。

【学年別年間水泳授業回数】

学年	計画回数(コマ数)
低学年[1・2学年]	2回(6コマ)程度
中・高学年[3～6学年]	3回(9コマ)程度
特別支援学級[学年合同]	3回(9コマ)程度

※ 1 回 3 コマ（実技 2 コマ、理論+移動 1 コマ）で設定

イ 泳力別指導

泳力別に 3 グループに分けて、インストラクターと教職員が協力して指導に当たります。

インストラクター 1 人当たりの指導可能な児童数目安を 15 人とし、一度に授業を受ける児童数が 45 人を超える場合は、グループ数・インストラクターを加算します。

(2) 移動方法及び市民プール等の活用

ア 移動手段及び移動時間

移動はバスの利用を原則とします。移動時間については児童への負担及び授業時間に含まれることを考慮し、15 分程度までを基本とし、最大でも 20 分程度とします。

※バス定員

- ・マイクロバス：28 人程度
- ・大型バス：56 人程度

イ 水泳授業が実施可能なプールの確保

長期的な視点でみると、水泳授業の継続性を担保するためには、基本的に「市営屋内プール」を活用し、併せて「民間屋内プール」の活用により補完することが望ましいと考えられ、現在、条件に合致している施設は荻野運動公園と民間3施設の計4施設になります。

なお、荻野運動公園については、プールの水深の影響により、1～3学年は対応できないことから、全学年における実施については、可動床への改修が望ましいと考えられます。

【利用施設の考え方】

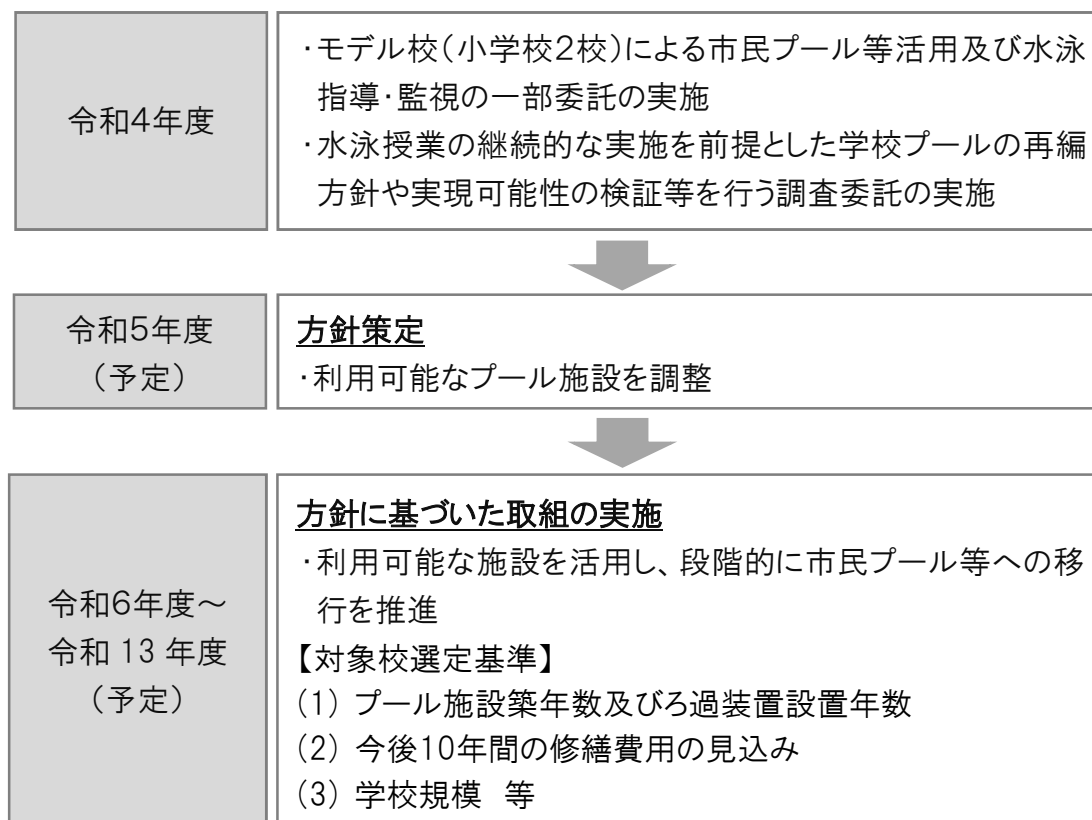
- ・事業の安定的実施のため、屋内市民プールの活用を優先して検討します。
- ・屋内市民プールだけでは水泳授業の必要回数が不足する、又は施設の改修等で使用が難しいなどの場合は、民間プールの活用を検討します。
- ・検討に当たっては、バスでの移動時間、距離等を考慮します。

【利用施設の条件】

- ・専用利用が可能であること。
- ・学校から15分程度（上限20分程度）で移動可能であること。
- ・バスの駐停車場を確保できること。

(3) 取組の経過及び今後の進め方

方針に基づき、令和6年度から市民プール等の利用を開始し、段階的に移行数を増やしていきます。令和13年度には、全小学校の移行が完了する予定です。



(4) 水泳授業に係る市民プール等の利用方法等

ア 児童数別の年間水泳授業数について

17ページの「(1) 水泳指導委託」で示した方法で実施した場合における、児童数別の1校当たりの年間水泳授業数は次のとおりになります。

【学校規模（児童数）別の年間水泳授業数】

児童数 (学年平均)	授業実施方法	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	特別支援学級	1 校当たり の回数
		2 回		3 回					
① 100 人以上	各学年を 2 分割	4	4	6	6	6	6	3	35 回
② 50 人以上 100 人未満	学年単位	2	2	3	3	3	3	3	19 回
③ 50 人未満	2 学年合同	2		3		3		3	11 回

イ 小学校全体の年間の水泳授業必要回数について

将来推計の結果に基づき、令和5年度（現在）と令和13年度（全小学校移行完了予定時点）の2時点における、全体の年間水泳授業必要回数を試算すると次のとおりとなります。

【令和5年度及び令和13年度における小学校全体の年間水泳授業必要回数】

児童数 (学年平均)	授業実施単位	令和5年度			令和13年度	
		該当学校数	授業回数合計		該当学校数	授業回数合計
① 100人以上	各学年を2分割 (35回/校・年)	6校	477回	→	3校	421回
② 50人以上 100人未満	学年単位 (19回/校・年)	10校			12校	
③ 50人未満	2学年合同 (11回/校・年)	7校			8校	

《参考》【学校別授業回数（令和５年度及び１３年度）】

	令和５年度				令和１３年度【将来推計】			
	児童数	学年平均	水泳授業の実施単位	年間の授業回数	児童数	学年平均	水泳授業の実施単位	年間の授業回数
厚木小	864	144	各学年を２分割	35	745	125	各学年を２分割	35
依知南小	461	77	学年単位	19	378	63	学年単位	19
北小	385	65	学年単位	19	305	51	学年単位	19
荻野小	204	34	２学年合同	11	118	20	２学年合同	11
三田小	719	120	各学年を２分割	35	579	97	学年単位	19
清水小	847	142	各学年を２分割	35	566	95	学年単位	19
小鮎小	388	65	学年単位	19	339	57	学年単位	19
玉川小	130	22	２学年合同	11	80	14	２学年合同	11
南毛利小	983	164	各学年を２分割	35	699	117	各学年を２分割	35
相川小	225	38	２学年合同	11	151	26	２学年合同	11
厚木第二小	854	143	各学年を２分割	35	836	140	各学年を２分割	35
緑ヶ丘小	638	107	各学年を２分割	35	498	83	学年単位	19
戸室小	518	87	学年単位	19	426	71	学年単位	19
愛甲小	458	77	学年単位	19	420	70	学年単位	19
妻田小	496	83	学年単位	19	440	74	学年単位	19
鳶尾小	298	50	学年単位	19	219	37	２学年合同	11
毛利台小	464	78	学年単位	19	358	60	学年単位	19
上荻野小	297	50	学年単位	19	116	20	２学年合同	11
飯山小	161	27	２学年合同	11	108	18	２学年合同	11
森の里小	184	31	２学年合同	11	93	16	２学年合同	11
依知小	349	59	学年単位	19	306	51	学年単位	19
戸田小	285	48	２学年合同	11	308	52	学年単位	19
上依知小	277	47	２学年合同	11	207	35	２学年合同	11
23校計	10,485	—		477	8,295	—		421

イ 市民プール等における年間の水泳授業実施可能回数について

- ・水泳授業の実施期間は、学校行事などを考慮し、5月連休明けから12月中旬までの27週（夏季休業期間を除く。）で試算します。
- ・水泳授業を行う市民プール等は、荻野運動公園と、バスの駐車スペースが確保できる民間3施設の計4施設を対象とします。また、それぞれの施設の年間の実施可能回数は次のとおりとします。

【市民プール等における年間水泳授業実施可能回数】

施設名	水泳授業の受入れ可能時間帯	年間実施回数
荻野運動公園	・週1日休館日に、午前2回午後1回の計3回実施 ・平日（火～金）の週2日、午前1回（～11時）実施	135回/年 (27週*5回/週)
民間施設A	・週1日、午前2回実施	54回/年 (27週*2回/週)
民間施設B	・週2日、午前2回実施	108回/年 (27週*4回/週)
民間施設C	・週1日、午前2回午後1回の計3回実施	81回/年 (27週*3回/週)
合計		378回/年

ウ 取組実施の考え方について

取組に当たっては、次の考え方に基づき進めていきます。

(ア) 施設の受入れについて

各施設の実施可能回数を踏まえると、荻野運動公園（最大135回/年）と民間プール3施設（計243回/年）における年間の水泳授業実施可能回数は、最大で計378回/年であり、全小学校の水泳授業必要回数（令和5年度：477回、令和13年度421回）を受け入れることはできないため、年に2～3校ずつ段階的に移行を進めます。全小学校の移行完了予定の令和13年度以降については、小規模校などの複数校が合同で水泳授業を実施することにより、必要回数を確保していきます。

(イ) 移動時間について

小学校からバスで15分以内の範囲にあるプール施設の活用を条件とした場合、市民プール等を活用した水泳授業を実施することができない学校もあるため、20分程度の範囲にあるプール施設を許容範囲とします。

(5) 取組の効果について

ア 教育的効果

- ・屋内温水プールを利用することで、気温や水温が安定した環境で児童が授業を受けることができます。
- ・天候に左右されず、計画的に水泳授業を実施できます。
- ・教員だけでなく、専門のインストラクター、監視員が授業に参加することで、より安全で、より効果的な指導が期待できます。



計画的な水泳授業の実施及び効果的な指導により、水の事故から身を守り、水中で安全に行動する力を身に付けることができます。

イ 財政的効果

小学校について、市民プール等を使用することにより、従来どおり、既存の学校プールを全て維持する場合と比べ、32年間で13億9,889万円（約35%）の費用の削減が期待できます。

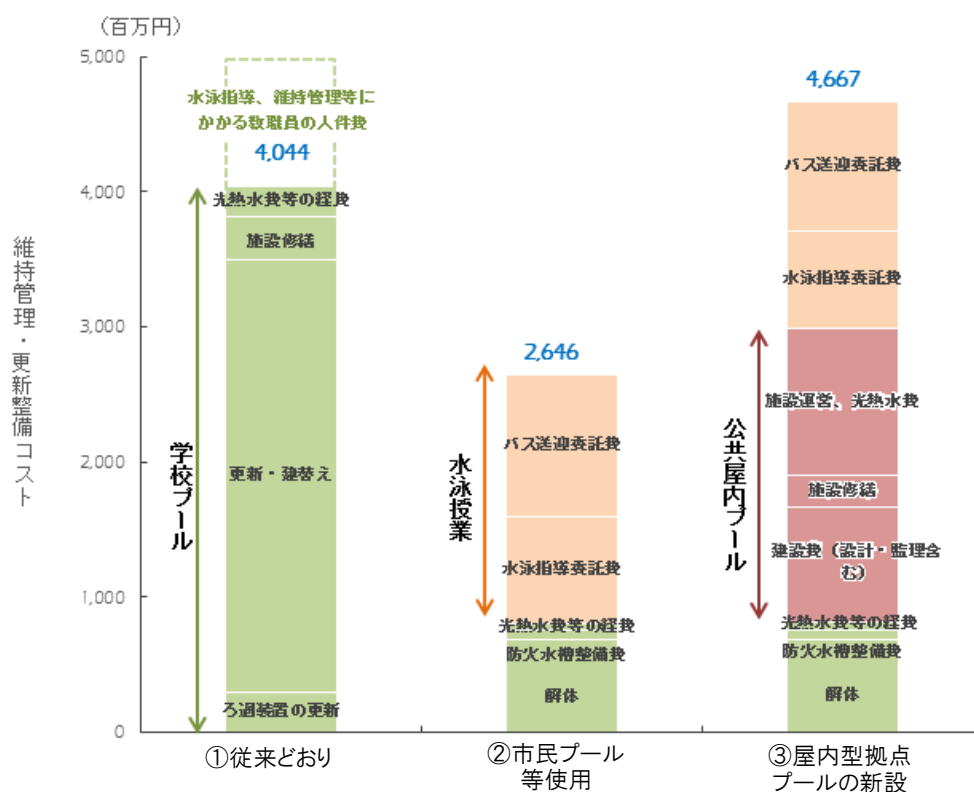
【中長期のコスト見通し】(令和5年～令和36年(32年間)) (単位:千円)

費用内訳			①従来どおり※1	②市民プール等使用※2	【参考】 ③屋内型拠点 プールの新設
大項目	中項目	小項目			
学校プール	施設整備費	ろ過装置の更新	300,000	-	-
		更新・建替え	3,200,000	-	-
		解体	-	690,000	690,000
		防火水槽整備費	-	69,000	69,000
	維持管理費	施設修繕	320,000	-	-
		光熱水費等の経費	224,480	39,650	56,120
公共屋内プール(新規)	施設管理費	建設費(設計・監理含む)	-	-	850,000
	維持管理費	施設修繕	-	-	240,000
		施設運営、光熱水費	-	-	1,080,000
水泳授業	水泳指導委託費		-	797,040	725,760
	バス送迎委託費		-	1,049,895	956,340
期間合計(32年間)			4,044,480	2,645,585	4,667,220
①との差引、割合比較			- 100%	△1,398,895 △35%	622,740 15%

※1…指導・安全監視の委託なし、1校1プールを維持しながら実施する場合

※2…指導・安全監視の一部を委託し、市民プール等を活用する場合

(授業コマ数: 1～2学年6コマ(2回)、3～6学年及び支援級9コマ(3回))



ウ その他の効果

プールの維持管理等に係る教員の負担が軽減され、教職員の働き方改革につながります。

8 その他

(1) プールの除却及び跡地利用

利用しなくなった小学校のプールの除却については、他の校舎の工事などに合わせて実施することを含め検討します。

跡地利用については、学校ごとに検討することとしますが、駐車場、防災用備蓄倉庫、運動施設、広場などとして利用することや、学校施設更新の際に、校舎、体育館等にレイアウトを変更することや仮設校舎建築用の用地として活用することのほか、他の公共施設との関連性や学校施設周辺の環境整備などを含めて検討します。

(2) 消防水利等としての役割

学校プールは消防水利施設として登録されているほか、災害時の水源として活用することが想定されています。プールを廃止する際は、関係部局と協議の上、代替となる消防水利の設置等について検討します。

議案第 4 0 号

厚木市営体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について

厚木市営体育施設条例施行規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和 5 年 8 月 2 2 日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

提案理由

厚木市営水泳プールを廃止するほか、所要の措置を講ずるため、本規則の一部を改正する。

厚木市営体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

厚木市営体育施設条例施行規則（昭和59年厚木市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表厚木市営水泳プールの項を削り、同条第2項中「以下同じ。）」の次に「（以下「教育委員会等」という。））」を加える。

第3条第1項中「教育委員会又は指定管理者（以下「教育委員会等」という。））」を「教育委員会等」に改め、同条第2項中「厚木市営水泳プール（以下「プール」という。）の使用の許可並びに」及び「（以下これらを「センター」という。））」を削り、「使用等」を「利用」に改める。

第5条の見出しを「（回数利用券）」に改め、同条中第1項及び第2項を削り、第3項を第1項とし、同条第4項中「前項の」の次に「規定により読み替えられた」を加え、同項を同条第2項とする。

第6条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条第2項各号列記以外の部分中「次により」を「厚木市営体育施設使用料減免申請書又は厚木市営体育施設利用料金減免申請書により」に改め、同項各号を削り、同条第3項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は口頭」を削る。

附 則

この規則は、令和5年9月1日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定（「（以下これらを「センター」という。））」を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

新旧対照表

新			旧		
(開場期間等)			(開場期間等)		
第2条 厚木市営体育施設(以下「体育施設」という。)の開場期間及び開場時間は、次のとおりとする。			第2条 厚木市営体育施設(以下「体育施設」という。)の開場期間及び開場時間は、次のとおりとする。		
名称	開場期間	開場時間	名称	開場期間	開場時間
略	略	略	略	略	略
厚木市営厚木野球場 厚木市営厚木テニスコート	1月4日から3月31日まで及び10月1日から12月28日まで	午前9時から午後5時まで	厚木市営厚木野球場 厚木市営厚木テニスコート	1月4日から3月31日まで及び10月1日から12月28日まで	午前9時から午後5時まで
	4月1日から9月30日まで	午前8時から午後6時まで		4月1日から9月30日まで	午前8時から午後6時まで
略	略	略	<u>厚木市営水泳プール</u>	<u>7月1日から8月31日まで</u>	<u>午前9時30分から正午まで</u>
					<u>午後1時から午後3時30分まで</u>
					<u>午後4時から午後6時30分まで</u>
略	略	略	略	略	略
2 前項の規定にかかわらず、教育委員会又は指定管理者(条例第9条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)(<u>以下「教育委員会等」という。</u>)は、必要があると認めるときは、開場時間(指定管理者にあつては、開場時間に限る。)及び開場期間を臨時に変更することができる。			2 前項の規定にかかわらず、教育委員会又は指定管理者(条例第9条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、必要があると認めるときは、開場時間(指定管理者にあつては、開場時間に限る。)及び開場期間を臨時に変更することができる。		
3 略 (使用等の申請)			3 略 (使用等の申請)		
第3条 条例第3条第1項又は第9条第2項の規定により使用又は利用(以下「使用等」という。)の許可又は承認(以下「許可等」という。)を受けようとする者は、使用等をしようとする日の属する月の2箇月前の月の2日から使用等の当日までに厚木市営体育施設使用許可申請書又は厚木市営体育施設利用承認申請書により <u>教育委員会等</u> に申請しなければならない。			第3条 条例第3条第1項又は第9条第2項の規定により使用又は利用(以下「使用等」という。)の許可又は承認(以下「許可等」という。)を受けようとする者は、使用等をしようとする日の属する月の2箇月前の月の2日から使用等の当日までに厚木市営体育施設使用許可申請書又は厚木市営体育施設利用承認申請書により <u>教育委員会又は指定管理者(以下「教育委員会等」という。)</u> に申請しなければならない。		
2 前項の規定にかかわらず、厚木市営東町スポーツセンター、厚木市営猿ヶ島スポーツセンター及び厚木市営南毛利スポーツセンターの共用利用の利用の承認の申請については、 <u>利用</u> をしようとする際に口頭により申請することができる。			2 前項の規定にかかわらず、 <u>厚木市営水泳プール(以下「プール」という。)</u> の使用の許可並びに厚木市営東町スポーツセンター、厚木市営猿ヶ島スポーツセンター及び厚木市営南毛利スポーツセンター(<u>以下これらを「センター」という。)</u> の共用利用の利用の承認の申請については、 <u>使用等</u> をしようとする際に口頭により申請することができる。		

(回数利用券)

第5条

条例第9条第6項の規定により条例第5条の規定を準用する場合には、同条中「回数使用券」とあるのは、「回数利用券」とする。

- 2 前項の規定により読み替えられた回数利用券は、条例別表に規定する共用利用に係る利用の場合に発行し、その券種及び発売額は、指定管理者が市長の承認を得て定める。

(使用料等の減免)

第6条 条例第6条(条例第9条第6項において準用する場合を含む。)の規定による使用料又は利用料金(以下「使用料等」という。)の減免は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める率により行う。

(1)及び(2) 略

(3)～(5) 略

- 2 前項の規定により体育施設の使用料等の減免を受けようとする者は、厚木市営体育施設使用料減免申請書又は厚木市営体育施設利用料金減免申請書により教育委員会等に申請しなければならない。

- 3 教育委員会等は、前項の規定により申請があった場合において、その減免を承認するときは厚木市営体育施設使用料減免承認通知書又は厚木市営体育施設利用料金減免承認通知書

(回数使用券等)

第5条 条例第5条に規定する回数使用券は、条例別表厚木市営水泳プールの項に規定する厚木市営水泳プールに係る使用の場合に発行する。

- 2 前項の回数使用券の券種及び発売額は、次のとおりとする。

券種	発売額
<u>500円券(550円相当)</u>	<u>500円</u>
<u>1,000円券(1,100円相当)</u>	<u>1,000円</u>
<u>2,000円券(2,300円相当)</u>	<u>2,000円</u>
<u>3,000円券(3,500円相当)</u>	<u>3,000円</u>

- 3 条例第9条第6項の規定により条例第5条の規定を準用する場合には、同条中「回数使用券」とあるのは、「回数利用券」とする。

- 4 前項の回数利用券は、条例別表に規定する共用利用に係る利用の場合に発行し、その券種及び発売額は、指定管理者が市長の承認を得て定める。

(使用料等の減免)

第6条 条例第6条(条例第9条第6項において準用する場合を含む。)の規定による使用料又は利用料金(以下「使用料等」という。)の減免は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める率により行う。

(1)及び(2) 略

(3) 市内に在住し、若しくは在学する小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)の児童又は中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)の生徒がプールを使用等をする場合 100分の100

(4)～(6) 略

- 2 前項の規定により体育施設の使用料等の減免を受けようとする者は、次により教育委員会等に申請しなければならない。

(1) 次号に該当する場合以外の場合 厚木市営体育施設使用料減免申請書又は厚木市営体育施設利用料金減免申請書の提出

(2) 前項第3号の場合 教育委員会が発行する厚木市営水泳プール児童・生徒利用券の提示

- 3 教育委員会等は、前項の規定により申請があった場合において、その減免を承認するときは厚木市営体育施設使用料減免承認通知書若しくは厚木市営体育施設利用料金減免承認通

により、その減免を承認しないときはその旨を申請者に通知するものとする。	知書 <u>又は口頭</u> により、その減免を承認しないときはその旨を申請者に通知するものとする。
-------------------------------------	--

議案第41号

令和5年度教育予算補正について

令和5年度教育予算補正について、別紙のとおり同意する。

令和5年8月22日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

提案理由

令和5年度教育予算補正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたので、これに同意する。

令和5年度教育予算補正

1 総 括
(歳 入)

(単位：千円)

部 名	補正前の額	補正額	計
教育総務部	960,788	0	960,788
学校教育部	39,621	0	39,621
社会教育部	136,852	0	136,852
歳 入 合 計	1,137,261	0	1,137,261

(歳 出)

(単位：千円)

部 名	補正前の額	補正額	計
教育総務部	3,835,361	98,424	3,933,785
学校教育部	1,116,002	0	1,116,002
社会教育部	1,399,775	79,920	1,479,695
歳 出 合 計	6,351,138	178,344	6,529,482

※ 市長の権限に属する事務の補助執行に係る予算を含む。

※ 歳入については教育委員会の特定財源のみを記載しているため、歳入と歳出の合計額は一致しない。

※ 次頁以降の歳出については、各課等における補正関係部分のみ記載しているため、補正前の額の合計額は総括の歳出額とは一致しない。

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					区 分	金 額
	45 運動公園費	386,549	60,430	446,979	一般財源	60,430
	25 住宅費	423,594	21,241	444,835		
	5 住宅管理費	423,594	21,241	444,835	一般財源	21,241
50 教育費		8,258,656	178,344	8,437,000		
	10 小学校費	2,905,521	61,170	2,966,691		
	5 学校管理費	820,456	25,900	846,356	一般財源	25,900
	10 学校保健給食費	1,551,756	35,270	1,587,026	一般財源	35,270
	15 中学校費	1,454,112	37,254	1,491,366		
	5 学校管理費	361,225	19,300	380,525	一般財源	19,300
	10 学校保健給食費	321,379	17,954	339,333	一般財源	17,954
	20 社会教育費	1,514,234	40,338	1,554,572		
	20 公民館費	687,298	33,304	720,602	一般財源	33,304
	60 文化財保護費	132,088	7,034	139,122	一般財源	7,034
	25 保健体育費	809,331	39,582	848,913		
	10 体育施設費	547,889	39,582	587,471	一般財源	39,582

節		説 明	
区 分	金 額		
11 需用費	7,900	1 運動公園維持管理事業費増 ……………	【公園緑地課】 52,530
13 委託料	18,200	(1) 運動公園維持管理事業費増	52,530
18 備品購入費	34,330	2 運動公園維持補修事業費増 ……………	【公園緑地課】 7,900
11 需用費	21,241	1 市営住宅維持補修事業費増 ……………	【住宅課】 21,241
11 需用費	25,900	1 小学校維持補修事業費増 ……………	【教育施設課】 25,900
11 需用費	33,560	1 小学校学校給食事業費増 ……………	【学校給食課】 35,270
13 委託料	1,710	(1) 小学校給食調理経費増	35,270
11 需用費	19,300	1 中学校維持補修事業費増 ……………	【教育施設課】 19,300
11 需用費	17,099	1 中学校学校給食事業費増 ……………	【学校給食課】 17,954
13 委託料	855	(1) 中学校給食調理経費増	17,954
11 需用費	33,304	1 公民館維持管理事業費増 ……………	【社会教育課】 33,304
11 需用費	7,034	1 郷土博物館事業費増 ……………	【文化財保護課】 7,034
		(1) 施設維持管理事業費増	7,034
11 需用費	31,132	1 体育施設維持補修事業費増 ……………	【スポーツ推進課】 14,430
12 役務費	8,450		

40土木費 50教育費

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					区 分	金 額
	(体育施設費)					
歳 出 合 計		98,360,039	903,184	99,263,223		

節		説 明
区 分	金 額	
		2 及川球技場維持補修事業費増 ……………【スポーツ推進課】 2,750
		3 南毛利スポーツセンター維持補修事業費 ……………【スポーツ推進課】 6,160
		4 猿ヶ島スポーツセンター維持補修事業費 ……………【スポーツ推進課】 2,640
		5 玉川野球場維持管理事業費増 ……………【スポーツ推進課】 4,714
		6 玉川野球場維持補修事業費増 ……………【スポーツ推進課】 5,643
		7 東町スポーツセンター維持補修事業費増 ……………【スポーツ推進課】 3,245

50教育費

**協議事項 1 については、
非公開案件となります。**

事務の臨時代理の報告について

厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、同規則第6条の規定により報告する。

令和5年8月22日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

臨時代理書

厚木市教育委員会の学校以外の教育機関の職員の人事異動について、別紙のとおりその事務を臨時に代理する。

令和5年8月10日

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

理由

令和5年8月11日付けで教育委員会の学校以外の教育機関の職員の人事異動を行うに当たり、同月10日付けで内示を行う必要が生じたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないので、厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、その事務を臨時に代理する。

【部長職】

(新)			(旧)
協働安全部長	(事)	見上 知司	協働安全部長
協働安全部森の里地区市民センター 所長事務取扱			
(併) 社会教育部森の里公民館長 事務取扱			

**報告事項 2 については、
非公開案件となります。**